

## 板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに発令された地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

### 記

#### 1 停 職

##### (1) 欠勤事故

被処分者	主事 46歳
事案の内容	被処分者は、過去においても欠勤による懲戒処分を受けているにも関わらず、平成29年5月25日から8月7日にかけて、体調不良のため、私事欠勤12日と3時間45分を重ねた。
処分の内容	停職 7日間
発令年月日	平成29年9月7日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

#### 2 減 給

##### (1) 欠勤事故

被処分者	主事 49歳
事案の内容	被処分者は、過去においても欠勤による懲戒処分を受けているにも関わらず、平成29年4月7日に28分、20日に14分、6月20日に9分、23日に88分の無届欠勤を重ねた。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	平成29年9月7日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

### 3 戒 告

#### (1) 欠勤事故

被処分者	主事 48歳
事案の内容	被処分者は、平成28年6月6日（5時間45分）、10月7日、18日、19日、11月1日、2日、4日、7日、8日の8日と5時間45分、体調不良のため、私事欠勤を重ねた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成30年3月14日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号